

第3章 今後の課題と施策の大綱

1. アンケート調査結果

(1) 調査の方法等

「川西町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を平成26年1月～2月に実施（アンケート調査票の配布、調査、回収）しました。調査対象は、平成25年12月1日現在、川西町在住の0歳から小学5年生までの児童が同居する世帯（^{しっかい}悉皆調査）の就学前児童、小学生それぞれ一番年下の児童です。

調査方法は、調査票を対象児童宛（町内の保育所（園）・幼稚園・小学校等に通園・通学していない児童）に郵送し、無記名で郵便により返送してもらい、それ以外の児童については、保育所（園）・幼稚園・小学校等で配布し、無記名で保育所（園）・幼稚園・小学校等で回収しました。

【調査票の配布数と回収数】

配布数 334 通、回収数 196 通、回収率 58.7%（就学前児童）

配布数 297 通、回収数 226 通、回収率 76.1%（小学生）

配布数 631 通、回収数 422 通、回収率 66.9%（合計）

(2) 調査結果の概要

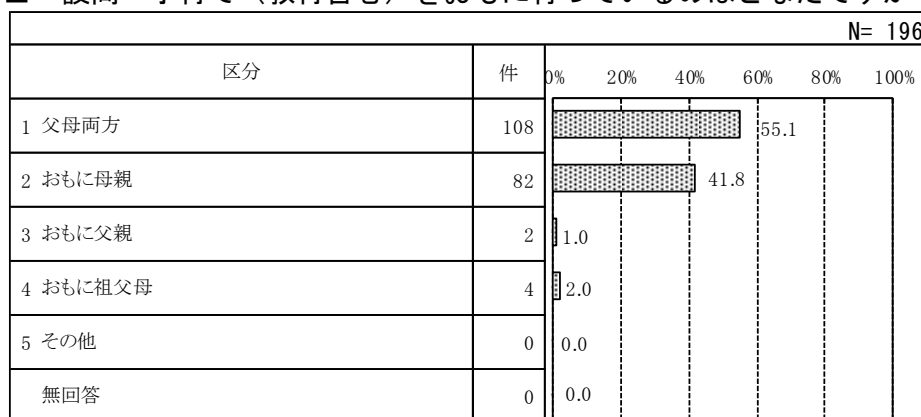
- ・調査結果として集計された数値において、比率はすべて百分率（%）で表示し、小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため、回答比率の合計が100.0%にならないことがあります。
- ・複数回答の場合は、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・集計結果のグラフや表において、便宜上、回答選択肢の項目を簡略化していることがあります。
- ・グラフにおいて「N」は各設問の有効回答者数を示しています。

①就学前児童

お子さんの子育て（教育含む）をおもに行っているのはどなたですか

回答者の世帯において、子育てをおもに行っている人は「父母両方」が55.1%（108件）と全体の半数を超え、「母親」が41.8%（82件）で続きます。両者の合計で、96.9%と全体の9割以上を占めています。

■ 設問 子育て（教育含む）をおもに行っているのはどなたですか

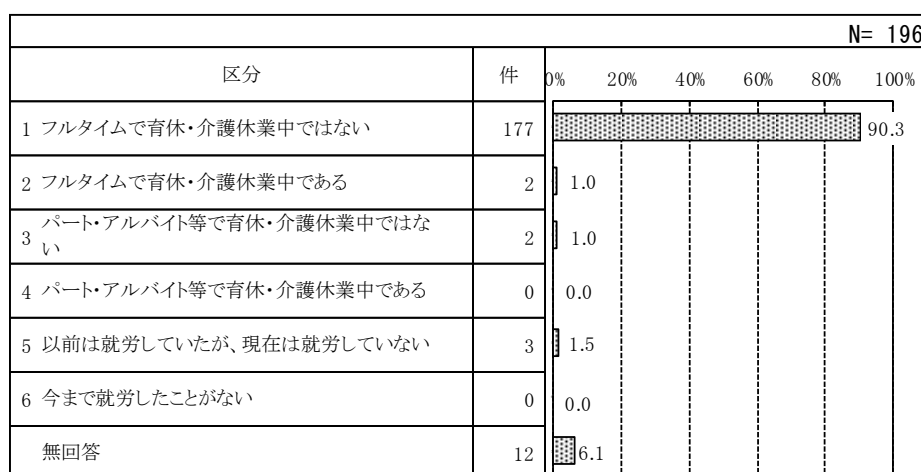


お子さんのご両親の就労状況

就労状況（父）

父親の就労状況は、「フルタイムで育休・介護休業中ではない」が圧倒的に多く、90.3%（177 件）と全体の 9 割以上を占めています。

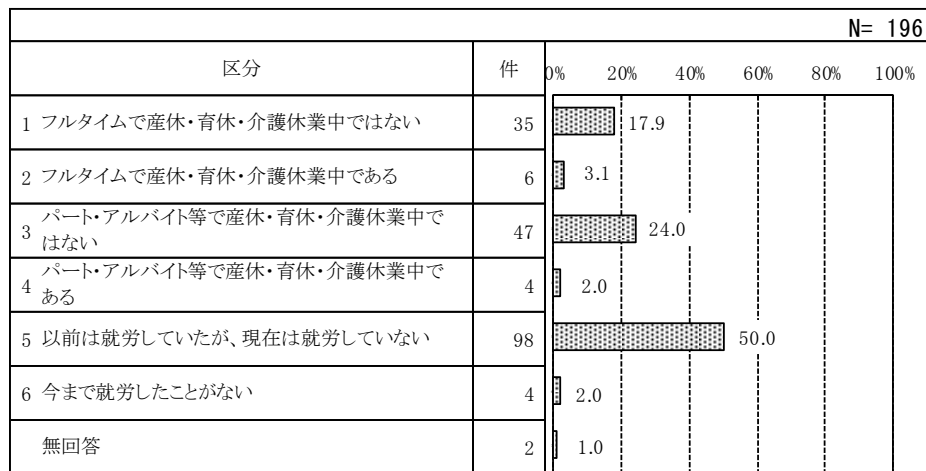
■ 設問 就労状況（父）



就労状況（母）

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 50.0%（98 件）で、「パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中でない」が 24.0%（47 件）、「フルタイムで産休・育休・介護休業中でない」が 17.9%（35 件）で続きます。

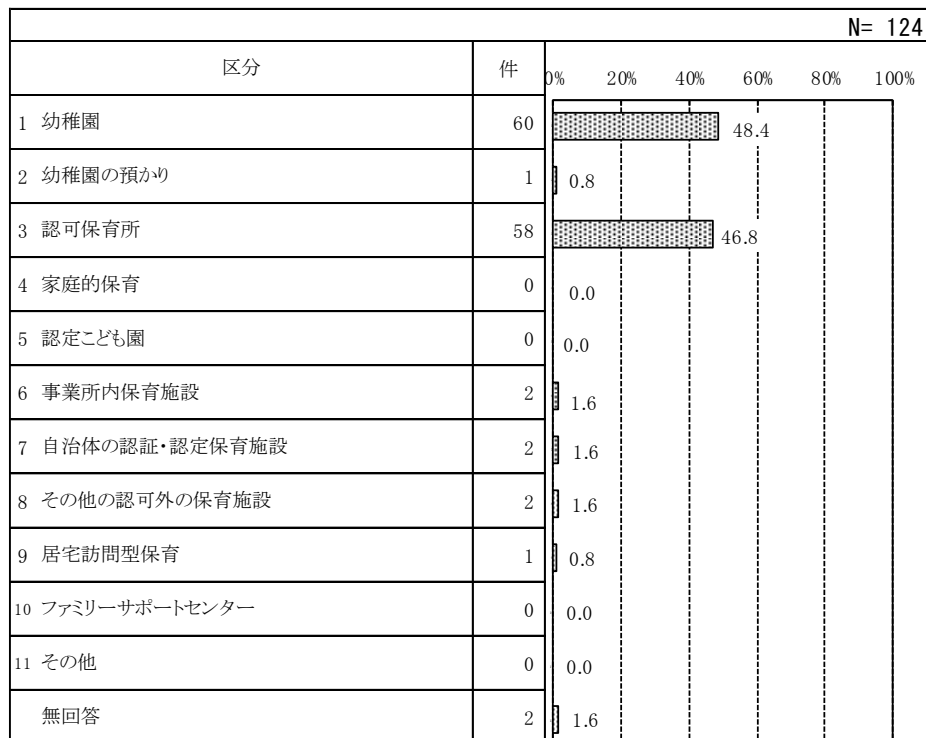
■ 設問 就労状況（母）



年間を通じて「定期的に」利用している事業（複数回答）

「定期的な教育・保育の事業」を利用している 124 件のうち、「幼稚園」の 48.4%（60 件）と「認可保育所」の 46.8%（58 件）でほぼ 2 分されています。

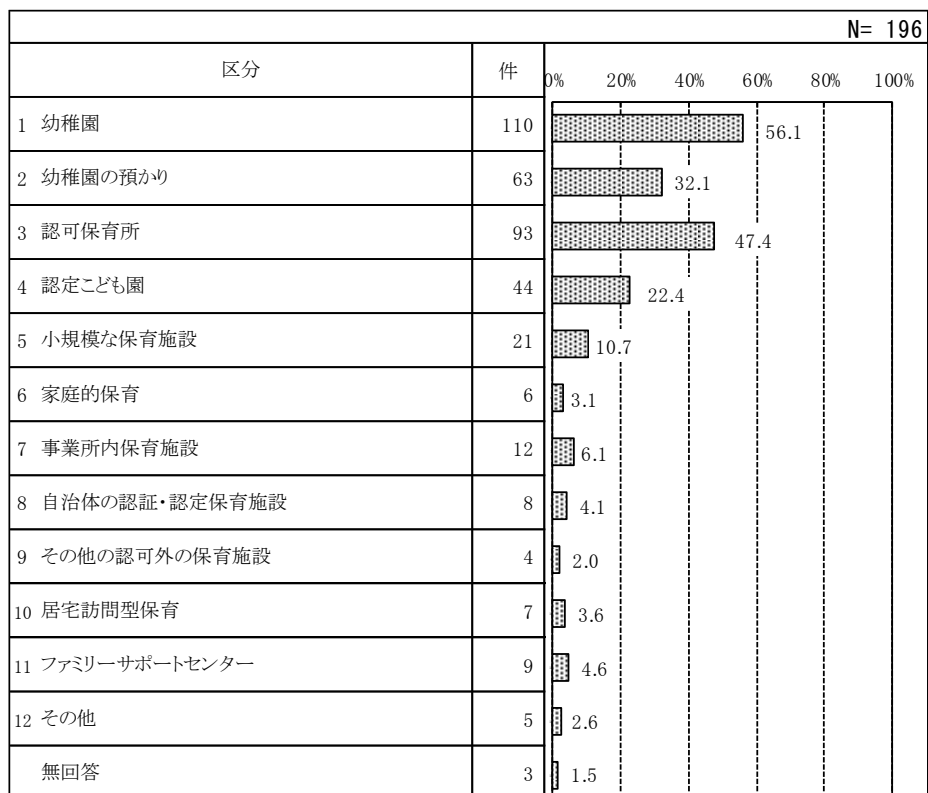
■ 設問 年間を通じて「定期的に」利用している事業



現在、利用している、利用していないにかかわらず、「定期的に」利用したいと考える事業（複数回答）

現在の利用の有無にかかわらず、すべての回答者を対象に、今後の「定期的な教育・保育の事業」の利用希望については、「幼稚園」が56.1%（110件）で最も高い割合を占め、「認可保育所」が47.4%（93件）、「幼稚園の預かり」が32.1%（63件）、「認定こども園」が22.4%（44件）で続きます。

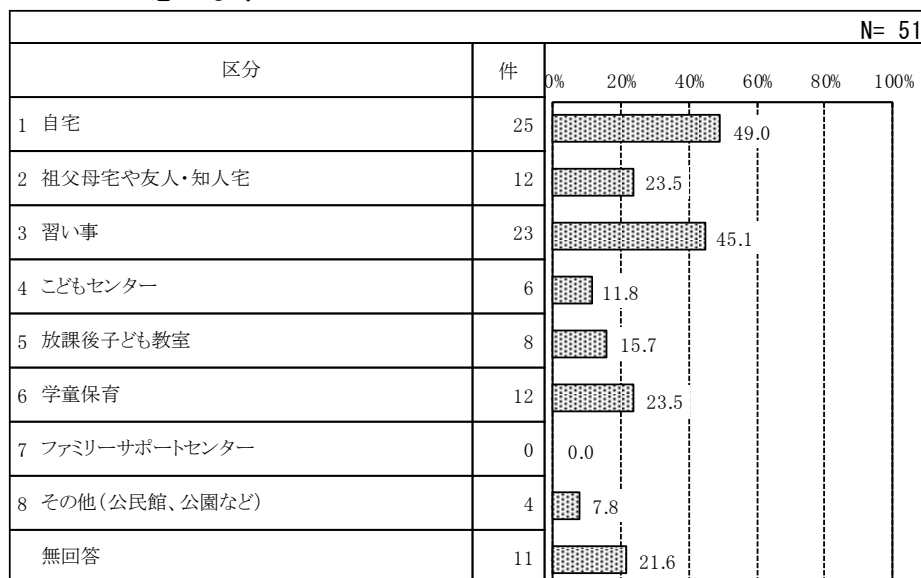
■ 設問 「定期的に」利用したいと考える事業



小学校に入学した後、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか（複数回答）

5歳以上51件のうち、小学校入学後の放課後の過ごし方は、「自宅」が49.0%（25件）で最も高い割合を占め、「習い事」45.1%（23件）、「祖父母宅や友人・知人宅」と「学童保育所」がともに23.5%（12件）で続きます。

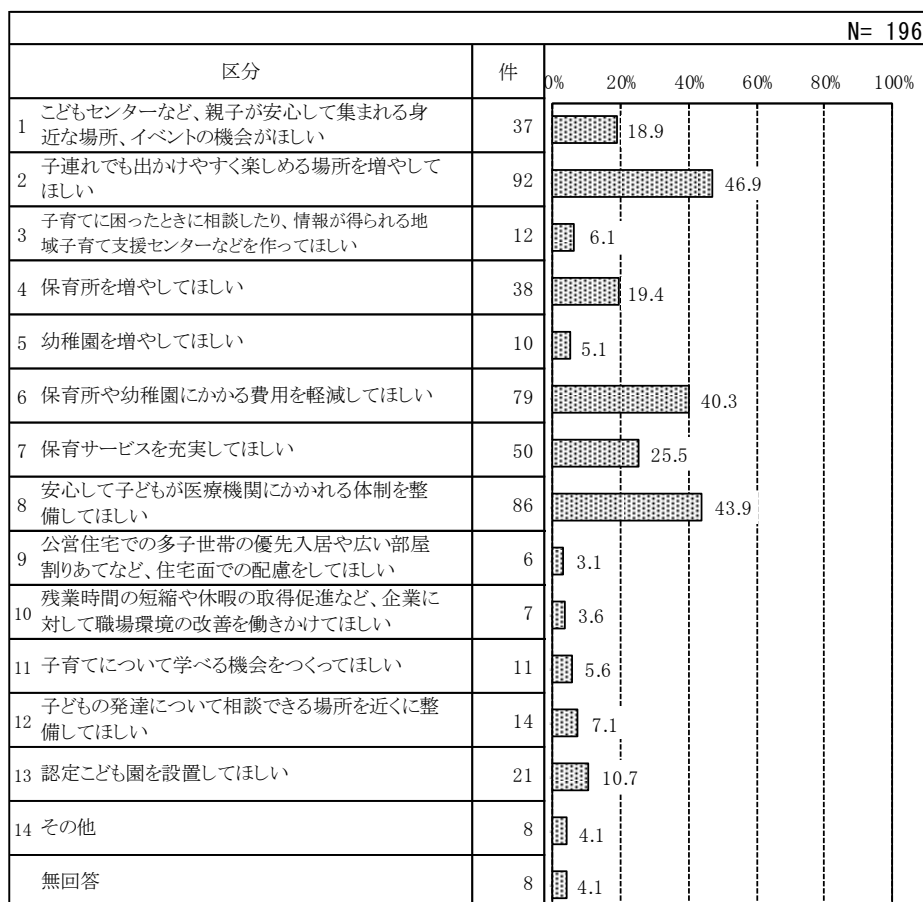
■ 設問 小学校に入学した後、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか



本町の子育て支援について特に期待することは何ですか（複数回答）

町の子育て支援への期待について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が46.9%（92件）で最も高い割合を占め、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が43.9%（86件）、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が40.3%（79件）で続きます。

■ 設問 本町の子育て支援について特に期待することは何ですか

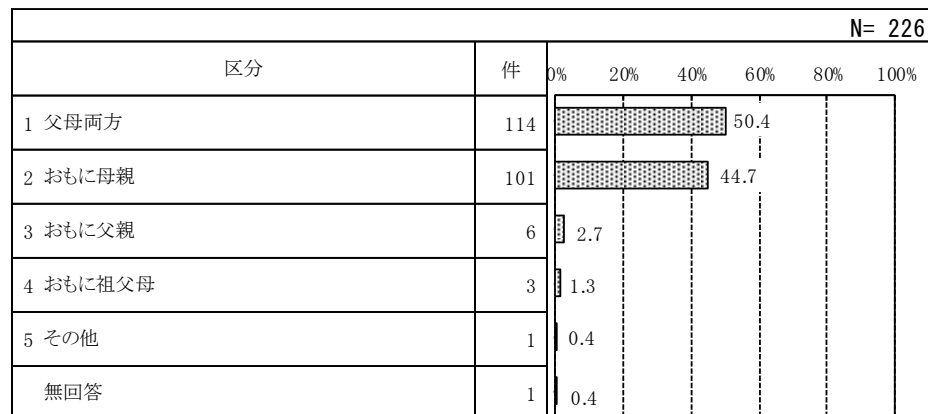


②小学生

お子さんの子育て（教育含む）をおもに行っているのはどなたですか

回答者の世帯において、子育てをおもに行っている人は「父母両方」が 50.4%（114 件）と全体の半数を超え、「おもに母親」が 44.7%（101 件）で続きます。両者の合計で、95.1%と全体の 9 割以上を占めています。

■ 設問 子育て（教育含む）をおもに行っているのはどなたですか

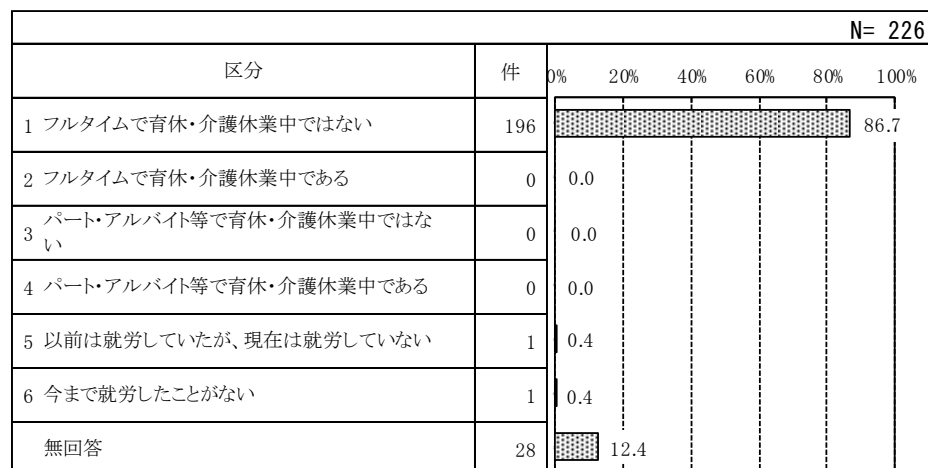


お子さんのご両親の就労状況

就労状況（父）

父親の就労状況は、「フルタイムで育休・介護休業中ではない」が圧倒的に多く、86.7%（196 件）と全体の 9 割近くを占めています。

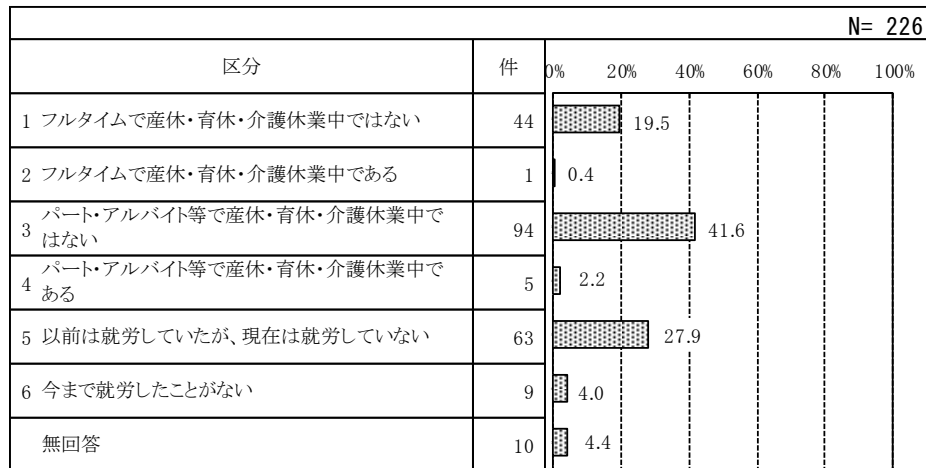
■ 設問 就労状況（父）



就労状況（母）

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で産休・育休・介護休業中ではない」が 41.6%（94 件）で最も高い割合を占め、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 27.9%（63 件）、「フルタイムで産休・育休・介護休業中ではない」が 19.5%（44 件）で続きます。

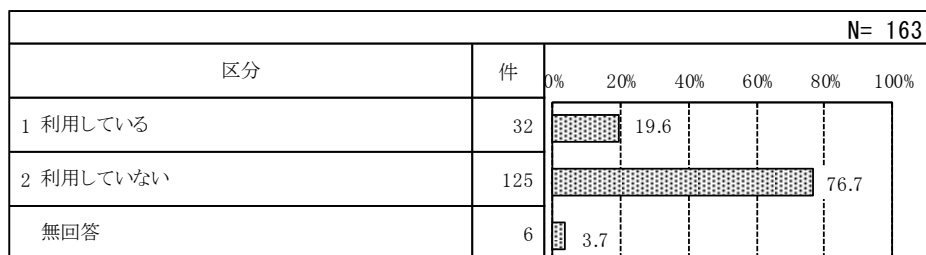
■ 設問 就労状況（母）



現在、学童保育（放課後児童クラブ）を利用していますか

3 年生以下の 163 件のうち、「利用している」は 19.6%（32 件）に留まります。

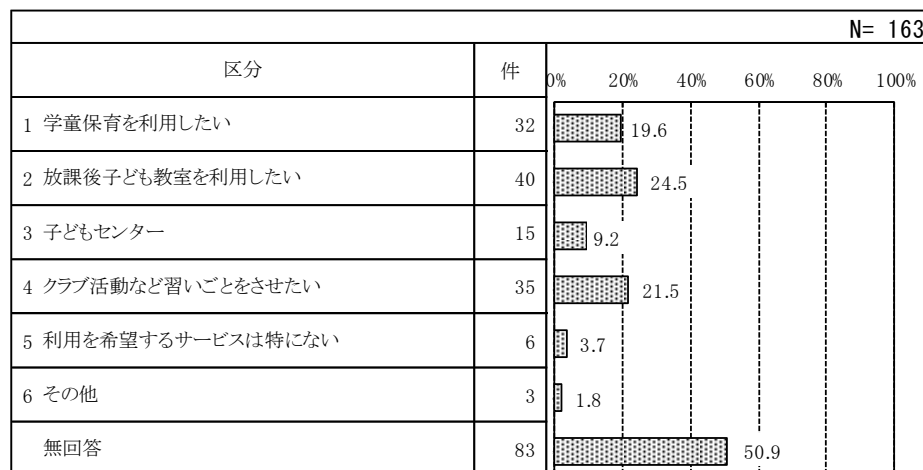
■ 設問 現在、学童保育（放課後児童クラブ）を利用していますか



お子さんが小学校1年生から3年生の方にうかがいます。4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか。（複数回答）

現在小学校3年生以下の低学年163件のうち、4年生以降の放課後の過ごし方については、「放課後子ども教室を利用したい」が24.5%（40件）、「クラブ活動など習いごとをさせたい」が21.5%（35件）、「学童保育を利用したい」が19.6%（32件）を占めています。

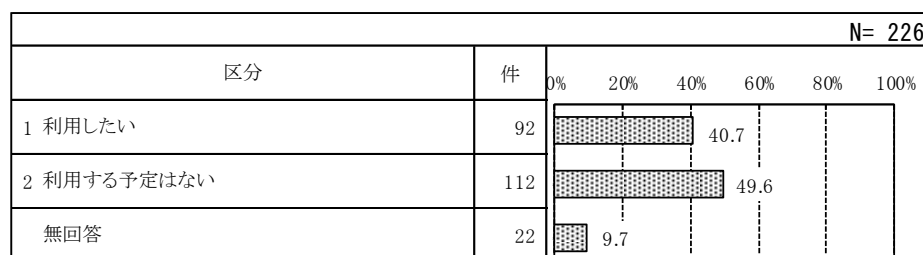
■ 設問 現在、学童保育（放課後児童クラブ）を利用していますか



学童保育（放課後児童クラブ）と連携して行うサービスとして放課後子ども教室があります。あなたは今後、利用したいですか

放課後子ども教室の利用希望は、「利用したい」が40.7%（92件）、「利用する予定はない」が49.6%（112件）を占めています。

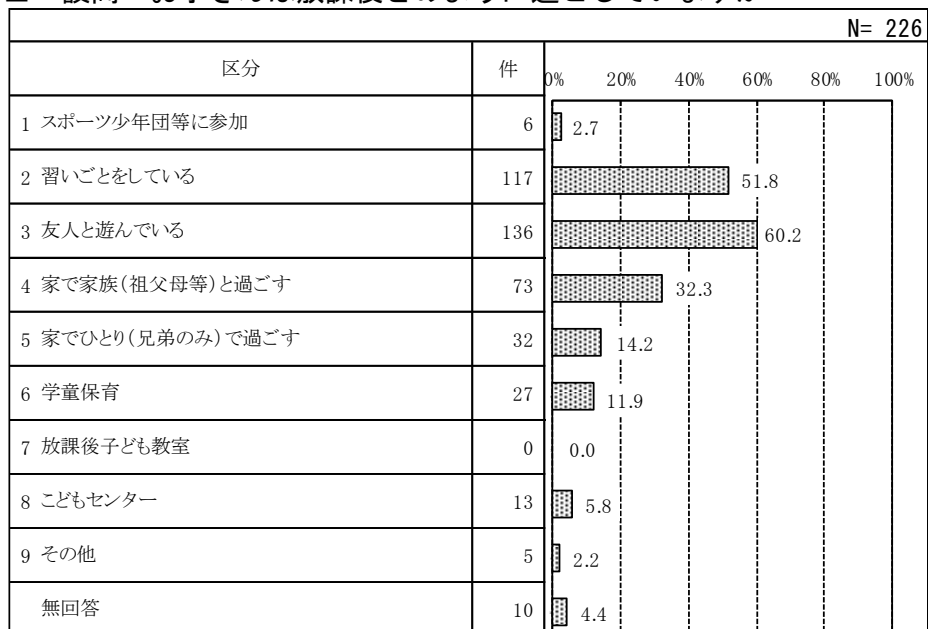
■ 設問 放課後子ども教室をあなたは今後、利用したいですか



お子さんは放課後どのように過ごしていますか（複数回答）

現在の放課後の過ごし方は、「友人と遊んでいる」60.2%（136 件）と「習いごとをしている」51.8%（117 件）の占める割合が特に高く、「家で家族（祖父母等）と過ごす」が32.3%（73 件）で続きます。

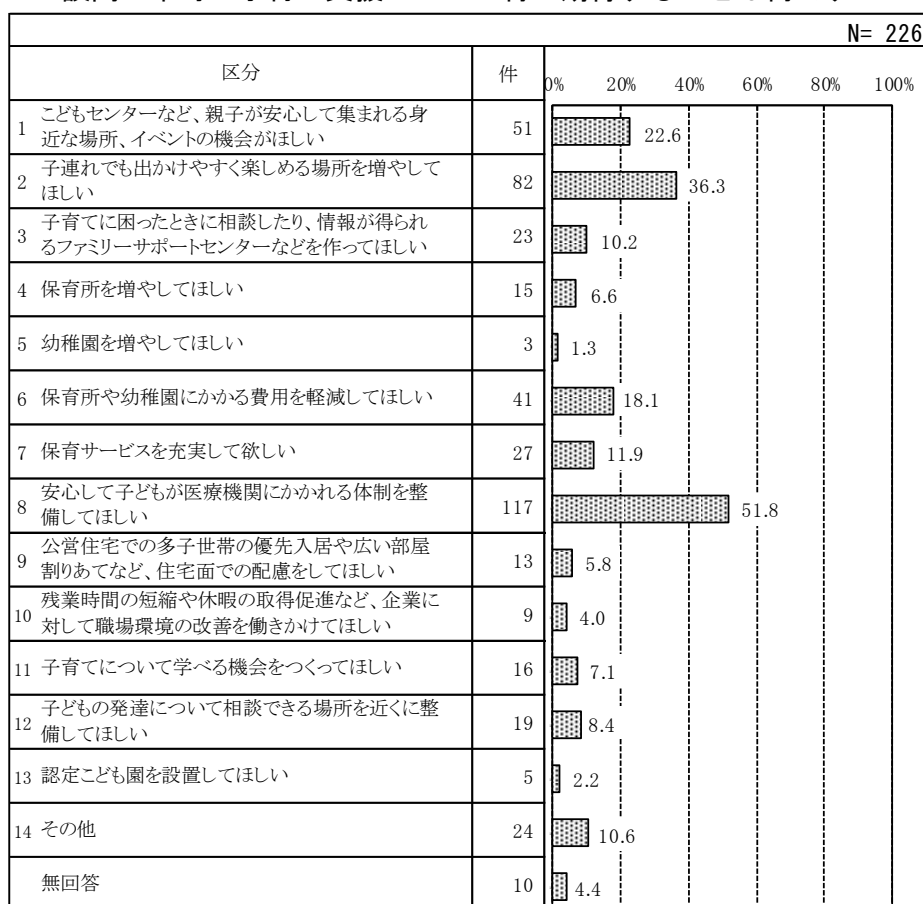
■ 設問 お子さんは放課後どのように過ごしていますか



本町の子育て支援について特に期待することは何ですか（複数回答）

町の子育て支援への期待について、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が51.8%（117件）で最も高い割合を占め、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が36.3%（82件）、「こどもセンターなど、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が22.6%（51件）、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が18.1%（41件）で続きます。

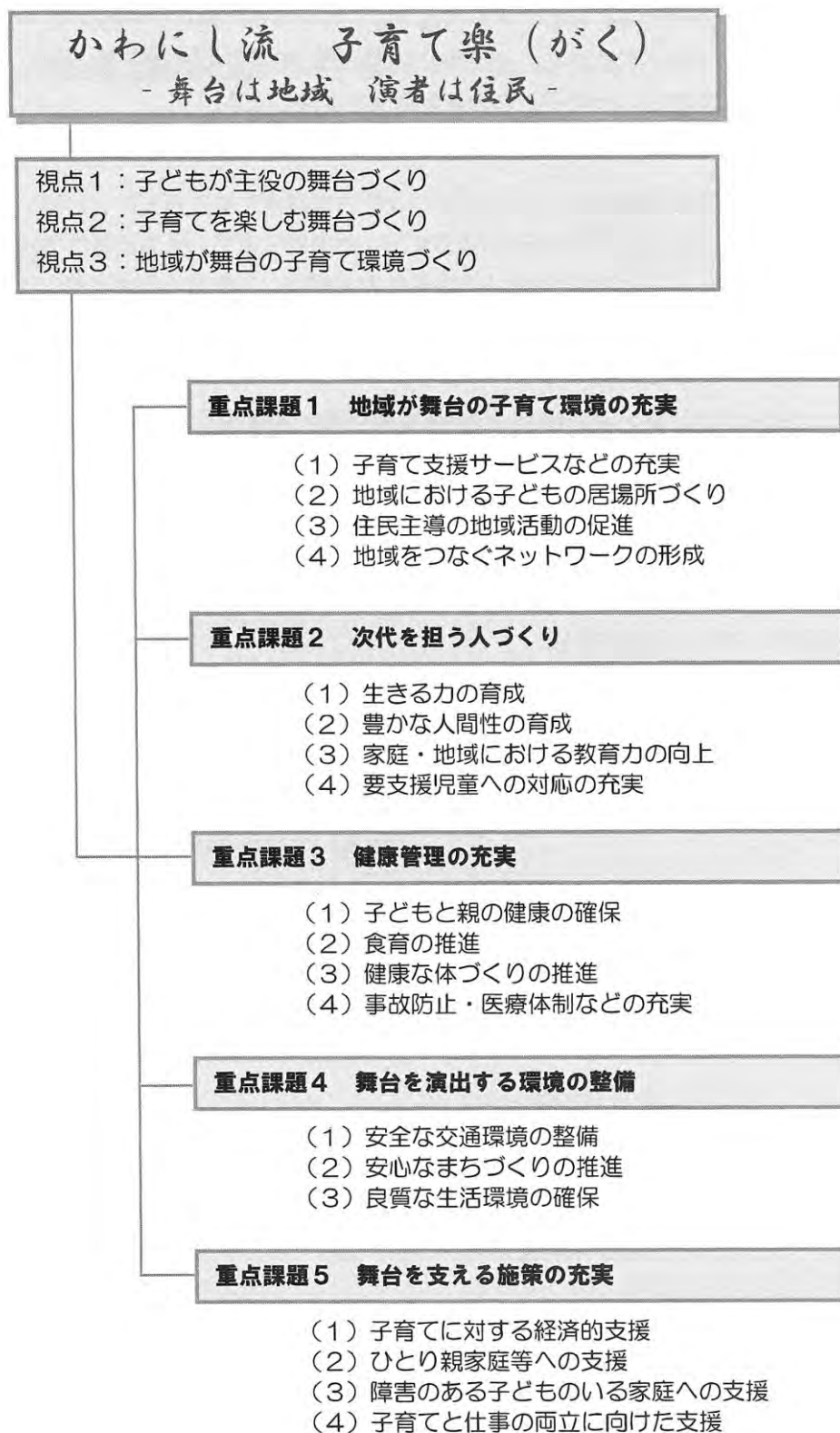
■ 設問 本町の子育て支援について特に期待することは何ですか



2. 次世代育成支援行動計画の進捗状況

次世代育成支援行動計画（後期計画）は、次の5つの重点課題に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めました。ここではその進捗状況を庁内調査によって個別に確認し、課題を検討することになります。

（1） 後期計画の施策の体系



(2) 進捗状況の概要

重点課題 1 地域が舞台の子育て環境の充実			
(1) 子育て支援サービスなどの充実			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
子育て支援センターでの子育て親子への支援	子育て支援センター	子育てサークルの育成や親子の交流の場、様々な季節行事、子育て講座、子育て関連情報の提供、子育てについての相談の実施などにより、子育て親子の支援への取組を実施します。	継続して実施。 母親クラブを活発にして、親主導の支援センターにしていく。
つどいの広場事業	子育て支援センター	子育て親子が気軽に足を運び、子どもを育て合う、育ち合う関係をつくる機会と場所を提供しています。地域のボランティアをはじめ、様々な人が子育てに関わり、社会全体で子育てを応援する場としての支援をおこなっていきます。	移動広場等を実施。 地域人材の活用又利用者の主体的参加により、みんなで広場を作っていく。
出前広場	子育て支援センター	身近な地域での多様な交流を通して、保護者や子どものニーズに応じていくために、各地区の公民館などを利用して、子育て支援センターを利用していない親子の居場所の拡大・充実を図ります。	移動広場、めばえ広場、きずなサロン、青空広場として月 1 回、川西文化会館、地域の公民館、公園、保健センター等で実施。
延長保育事業	健康福祉課	成和保育園において午後 7 時までの延長保育を実施しています。事業の継続に取組み、今後の利用者ニーズによっては、関係機関と協議しつつ、充実に向けての見直しも行っています。	成和保育園にて実施。
保育所への障害児受入の促進	健康福祉課	障害を持った児童の保育所入所を促進するため、受け入れをおこなった保育所に対し補助金を交付します。	必要に応じて実施。
一時保育・特定保育事業	健康福祉課	現在、通常保育において、共働き世帯など子どもの保育が十分にできない家庭へのきめ細かな支援に努めていますが、今後の子育て家庭のニーズに合わせて一時保育・特定保育事業の実施を検討します。	未実施。
多様なニーズに応じた一時預かりの推進	教育委員会 総務課 社会教育課	川西幼稚園において実施している、保護者の急な用事などに対応した子どもの一時預かりを継続するとともに、保護者が各種講座や講演会などといった様々な学習活動に参加する際の子どもの預かりを実施します。	川西幼稚園において在園児の保護者の急用時や各種講座、講演会などの参加時に実施。 社会教育課主催事業実施時における一時預かりは、継続実施。
ショートステイ事業	健康福祉課	保護者が病気や仕事のため、子どもの養育が困難になった時の児童養護施設等での養育（子育て短期支援事業）を継続して実施します。	(社福) 天理、(社福) いかるが園、(社福) 飛鳥学院に委託して実施。
トワイライトステイ事業	健康福祉課	保護者が仕事、その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等にて生活指導、夕食の提供等をおこなう事業を実施します。	(社福) 天理、(社福) いかるが園、(社福) 飛鳥学院に委託して実施。
病後児保育事業	健康福祉課	病気回復期にある町内に住所を有する保育所に通所中の児童で、保護者が労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育をおこなう病後児保育事業の充実を図ります	田原本町と協定を交わして実施。

子育て相談の充実	健康福祉課 保健センター 子育て支援 センター 教育委員会 総務課	来所相談、電話相談、訪問相談などの充実を図るとともに、窓口の周知徹底をおこないます。又、保健センター、子育て支援センターにおいては専門職による相談を実施します。	児童福祉施設等の利用については、職員が応対。 子どもの健康・育児相談については臨床心理士、保健師、保育士が応対。
一時預かり	子育て支援 センター	子どもを預かってほしい人（依頼者）のニーズに対応するために子どもを預かってくれる人（支援者）を組織し、その活動を充実させるための支援をおこないます。今後は対象児童の拡大などの取組を検討します。	継続実施。 一時預かり「あずかり隊」の活動を支援。対象は３ヶ月～就学前の乳幼児。
休日保育事業、夜間保育事業など	健康福祉課	休日保育事業、夜間保育事業などの事業については現在実施していませんが、今後は利用者のニーズに合わせて実施を検討します。	未実施。

重点課題１ 地域が舞台の子育て環境の充実			
(2) 地域における子どもの居場所づくり			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度 of 取組状況 課題・方針
放課後児童健全育成事業	健康福祉課	放課後などに家庭で適切な保育を受けることのできない小学校低学年児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供します。事業の継続に取組み、今後の利用者ニーズによっては、関係機関と協議しつつ事業内容の見直しを進めます。	現在、社会福祉法人飛鳥学院へ業務委託し実施中。 随時、人数や開所時間について利用しやすいように検討する。
子どもセンターの充実	子どもセンター	自立心や思いやりの心を育み、自発的な活動に対する意識を啓発するための野外活動やふれあい運動会等の各種行事の充実に努めます。友達づくりや二階堂・川西小学校の交流等を促進し、子どもの遊び場として安心できる施設を目指し、充実を図ります。また、ボランティアの協力を得ながら、地域との交流を促進します。	いぶき・すばる両子どもセンターで実施継続。 子どもセンターの利用児童が増加していることから、安全の確保に努めるとともに、より地域の身近な施設となるよう整備をすすめる。
地域放課後子ども教室の充実	社会教育課	子どもの居場所づくりとして、子ども合唱団・和太鼓・お琴の講座を開設し、教師や地域住民のボランティアを指導者として、活動を推進します。また、子どもフェスティバルを開催し、子どもの文化交流体験の場の充実に努めます。	教師や地域住民のボランティアを指導者として活動を推進。 和太鼓、琴、合唱の３教室に、平成 26 年度は能楽教育を加える。
幼稚園の園庭開放	教育委員会 総務課	幼稚園の園庭は、就学前児とその保護者に対して解放。	継続実施。
学校施設の開放	教育委員会 総務課	小学校の校庭は野球、サッカーで開放。	継続実施。 工事終了後からグラウンドにおいて、野球、サッカーで解放を継続する予定。
子ども会活動への支援	社会教育課	子どもを地域で見守り育てていくことの重要性から児童間の交流や各種行事を推進する子ども会活動に対し、助成や支援を継続しておこないます。	川西町子ども会連合会で合同事業を実施。各子ども会に活動費を助成している。
スポーツ活動を通じた子どもの居場所づくり	社会教育課 子どもセンター	スポーツ少年団の活動の充実や年齢、校区を越えたスポーツ活動を通じた交流を促進し、子どもの心身の健全育成に努めます。	継続実施。 総合型スポーツ・体育協会・スポーツ少年団との連携により、多くの子どもたちが、スポーツ活動に参加している。

重点課題 1 地域が舞台の子育て環境の充実			
(3) 住民主導の地域活動の促進			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
子育てに関する情報提供	子育て支援センター	「広報川西」やホームページを活用し、子育てに関する情報や、地域のイベント情報、子育てサークル、ボランティア活動に関する情報を提供していきます。	広報・掲示板や窓口での案内設置などにより情報提供を実施。
子育てサークルやボランティア活動の支援	社会教育課 子育て支援センター	子育てサークルやボランティア団体が主体的な住民活動をおこなえるよう、活動支援を充実します。	活動の場の支援を実施。
リーダーバンクの設置	社会教育課	町内で活動するボランティアを「リーダーバンク」として町に登録し、ボランティア活動の充実に努めます。また、子どもセンターに人材バンクに登録し、活動の充実に努めます。	ジュニアリーダーの登録は現在無し。利用実績無し。
住民参加システムの確立	健康福祉課 社会教育課	住民参加のまちづくりに向けた現行の各種協議会への住民の参加を促進し、住民の地域活動に対する主体的な取組に向けた意識改革を図ります。今後は住民からの意見聴取のあり方について検討します。	子ども会によりクリーンキャンペーンを実施。

重点課題 1 地域が舞台の子育て環境の充実			
(4) 地域をつなぐネットワークの形成			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
主任児童委員・民生児童委員との連携	教育委員会 総務課 健康福祉課 保健センター 子育て支援センター	主任児童委員・民生児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。	必要に応じて実施。 今後も必要に応じて、連携を図って行く予定。
子育てネットワークの一本化	健康福祉課 子育て支援センター	子育てに関わる関係機関が有する個々のネットワークの一本化を図り、一つの子育てネットワークとして機能するよう連携に努めます。	子育て支援を町ぐるみでの視点に立って関係機関との連携が急務。
「要保護児童対策地域協議会」の運営	健康福祉課	「川西町要保護児童対策地域協議会」の構成機関である児童相談所や警察、教育関係、福祉関係団体等からなるネットワークにより、児童虐待の予防・防止、早期発見のための連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を進めます。	「磯城郡要保護児童対策地域協議会」を磯城郡 3 町で協同設置。
町内の連携強化	庁内の各課	子育てネットワークの円滑な運営に向けて、庁内各課における連携強化に努めます。	必要に応じて連携体制を整える。
悩み相談窓口の連携強化	教育委員会 総務課	県立教育研究所、児童相談所、各子育て機関との連携を強化し、子育てに関する悩み相談の充実を図ります。	各機関と連携しながら相談等実施、中学校に心の相談員配置（週 2 回）。教育に関する相談は、随時受け付けをしておき今後も継続予定。
ホームページ上での意見交換の場づくり	総務課	ホームページの電子会議室を子育てだけでなく、あらゆる相談や意見交換の場として継続して提供していきます。	「町政に関するご意見・お問い合わせ」コーナーを設置。

重点課題2 次代を担う人づくり			
(1) 生きる力の育成			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
基礎的学力の定着	教育委員会 総務課	授業改善の工夫により一層努めるとともに、基礎的な学力の定着に向けて、授業前の時間の活用や、読書の推進などに取組みます。	本に親しむことでの国語力の向上を目指し、学校改築により、各学年のフリースペースでの図書の充実を進めていきます。
少人数学級編成の充実	教育委員会 総務課	少人数編成のクラスを充実させ、子どもの個性や能力に合わせた教育の充実に努めます。	低学年における少人数学級を継続して実施する。
情報教育の充実	教育委員会 総務課	時代に見合った教育の充実に向けて、体系的な情報教育を充実させるとともに、普段の授業におけるコンピュータの取り入れなども積極的に推進していきます。	電子黒板を全教室に配置し、情報教育の充実に努めた。
職場体験学習の充実	教育委員会 総務課 社会教育課 子育て支援センター	職場体験学習の充実により、正しい職業観を学習するため、社会と一体となった教育の充実を図ります。	正しい職業観を学習するため、中学校（2年生、3日間）で継続実施。
外部人材の活用	教育委員会 総務課	地域社会とのつながりを深め、町の名人や地域のリーダーなどを指導者として特別に学校に招く（ゲストティーチャー）など、より生きた教育を充実させるために、外部人材の活用を推進します。	小・中学校ゲストティーチャーを活用（総合的な学習等）。地域社会とのつながりを深め、より生きた教育を充実させるため、継続。
教育研修の充実	教育委員会 総務課	多様な教員研修を実施し教員の質向上に努めます。	継続実施。
教育体制の整備	教育委員会 総務課 健康福祉課	地域、保護者を含めた交流と情報提供による連携を強化し、相互理解の推進を図り、保育所、幼稚園、小・中学校が一体となった教育体制の整備に努めます。	保育所、幼稚園、小・中学校間の連携に努めた。学校と地域が一体となった教育体制の整備が必要であり、順次拡充していく。
学校の評価制度の充実	教育委員会 総務課	保護者や地域の評価も取り入れ、学校教育の充実を図ります。	平成 22 年度より学校評価制度を推進し、学校教育の充実のために、PDCAサイクルの確立に努めた。

重点課題2 次代を担う人づくり			
(2) 豊かな人間性の育成			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
世代間交流の充実	教育委員会 総務課 子どもセンター	地域の高齢者との交流活動や中学生と幼児・児童等との世代間交流活動を地域ぐるみで推進し、児童・生徒等の健全育成を図るとともに高齢者の生きがいを高めます。また、子どもセンターの各種行事を通じた世代間交流を促進します。	地域の高齢者を含めた三世代の交流を充実させるために継続。
次代の親の育成	教育委員会 総務課	次代の親としての自覚や小さい子どもとの付き合い方などを子どものうちから学ぶために、保育体験の機会や家庭科の時間などで中学生の幼稚園児との交流を充実させます。	中学3年生の保育体験を継続して、将来においての子どもとの接し方を学ぶ機会として重要である。
性教育の充実	教育委員会 総務課	子どもの成長の発達段階に応じた性教育の充実に努めます。また、必要に応じてゲストティーチャーや助産師を招くなど、より児童・生徒がわかりやすい授業の充実に努めます。	学校（園）において、それぞれの発達段階での性教育を実施した。

総合的な学習の時間の充実	教育委員会 総務課	総合的な学習の時間を使い、伝統芸能である「能」の体験学習や、国際理解、日本文化の理解などをテーマとした体験学習の充実を図ります。	伝統芸能である「能」を伝承するために小・中学校において継続実施している。
--------------	--------------	--	--------------------------------------

重点課題2 次代を担う人づくり

(3) 家庭・地域における教育力の向上

施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
家庭教育の支援	社会教育課	家庭における教育力の向上に向けて、連合 P T A と共催し、家庭教育への支援を実施します。	講座への参加が少ない。今後は、幼稚園・小学校との連携を強化し講演会を実施。
教育講演会などの充実	社会教育課	幼稚園や小学校における教育講演会を充実させ、保護者の教育力向上を目指します。	継続して実施。
地区別懇談会実施	社会教育課	各自治会が主体となって実施します。	各自治会主体。
子育てサポーターの養成	子育て支援センター	地域における子育て支援体制の確立を目指し、親子の友達づくりや居場所づくりなどを目的に、子育てが楽しくなるよう応援する子育てサポーターを養成するため、子育て支援センターにおける講座の充実を図ります。	子育て講座を実施。
学校と主任児童委員・民生児童委員との連携	教育委員会 総務課 健康福祉課	学校と主任児童委員・民生児童委員が連携を図り、子育てに関する相談や情報交換をおこない、子どもの健全育成に努めます。	必要に応じて実施。
スポーツ活動の充実	社会教育課	社会体育において、各教室やスポーツ少年団の育成を推進します。また、これらの各教室の系統性や特性を把握し、参加者が定期的に参加できるような体制を整備します。	各教室及びスポーツ少年団活動を実施。総合型スポーツ・体育協会・スポーツ少年団との連携により、多くの子どもたちが、スポーツ活動に参加している。
有害環境対策の充実	社会教育課	磯城郡青少年指導員連絡協議会による郡内の書店、レンタルビデオ店、ゲームセンターなどを中心とした巡回指導の充実や、エアガンなどの危険な玩具の所持に対する指導を強化するため、青少年指導員と P T A など保護者団体が連携し、啓発・指導の綿密化及び現状把握と対策を充実します。	磯城郡青少年指導員及び少年補導員の合同で巡視を実施。

重点課題2 次代を担う人づくり

(4) 要支援児童への対応の充実

施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
思春期保健対策の充実	教育委員会 総務課	スクールカウンセラーと臨床心理士の配置を促進します。また、ネットワークの一本化により中学校卒業までを見据えた児童・生徒への相談・指導及び保護者への啓発を促進するために、研修を広げていきます。	小・中学校に相談室を設置。スクールカウンセラーや臨床心理士を配置し、児童・生徒が相談に行きやすい環境作りに努めた。
不登校対策の充実	教育委員会 総務課 社会教育課	各学校の不登校対策委員会や「たんぼぼ教室」及び教育委員会内の相談室の充実を図ります。あわせて不登校児対策として、町において相談環境の充実を図ります。	小・中学校にて実施（保健室の開放・別室登校など）。たんぼぼ教室や教育委員会内の相談窓口の充実を図り、相談環境を整えるために継続。フリースペース（子どもセンター）にて実施。過去に小学校と連携して対処できた。今後、事例があれば充分に対応できる。

県相談窓口の紹介	教育委員会 総務課	中央こども家庭相談センター等、青少年の悩みに関する各種相談窓口について広報等を通じて紹介します。	継続して実施。
特別支援教育の充実	教育委員会 総務課	特別支援学級を担当する教職員の研修会・交流会の実施等により、教育・指導内容の充実を図るとともに、全教職員についても特別支援教育についての研修の充実に努めます。また、個別の教育支援計画の策定に向け、福祉・保健・教育等の機関が連携し取り組みます。	幼稚園については、支援員の各クラスへの配置を行った。また小・中学校においては、少人数編成を行い、支援の充実を図った。
障害の状態に応じた学習指導	教育委員会 総務課	障害の重度・重複化や学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、障害の多様化等に対応するために、教職員の専門性や指導力の向上に努め、個別の教育支援計画に基づいた教育指導の充実を図ります。	学校（園）では、個別計画を策定するとともに、生涯の多様化に対応するため、教師の資質向上及び、指導の充実に努めた。
LD研究会への支援	社会教育課	軽度学習障害のある子どもへの理解のためのLD研究会の活動支援に努めます。	自主活動組織への文化会館利用支援を実施。
児童虐待防止対策の充実	教育委員会 総務課	学級担任をはじめとする教職員による児童の観察及び交流を通して、児童虐待の把握に努めるとともに、子どもからの訴えによる聞き取り及び家庭への助言を図ります。	小・中学校にて実施（児童観察、関係機関との連携など） 子どもの虐待を素早く見つけるために、観察情報を得るために、学校等と更なる連携を図る。

重点課題3 健康管理の充実			
(1)子どもと親の健康の確保			
施策	担当部署	取組内容	平成26年度の実施状況 課題・方針
母子健康手帳の交付	保健センター	妊娠届出時において母子健康手帳を発行することにより、フォローが必要な妊婦の早期発見と早期介入を図ります。	保健センターにて実施。
妊婦一般健康診査	保健センター	妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ妊婦の健康管理を目的とする健康診査において受診券を発行し、受診を促進します。	保健センターにて実施。
母親教室・ママパパ教室	保健センター	妊娠期から母性・父性を育めるよう、また夫婦がともによきパートナーとして支え合い、協力し合いながら、これから迎える出産・育児などの意欲を高めることを目的に実施していきます。	保健センターにて実施。 参加者数が少ないため、近隣の産科機関の協力を得ながら教室の普及啓発を行うとともに試食等を実施する等魅力ある内容に変更して改善に努めていきます。
乳幼児健康診査	保健センター	乳幼児を対象に、その健康保持と疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため、乳幼児の成長・発達に応じて、乳幼児健康診査を実施します。また、健康診査時に、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談を行います。	保健センターにて実施。 乳幼児の健康診査に満足・良いの回答者の割合が74%だったので今以上に満足してもらえるよう努めていきます。
歯科保健指導	保健センター	町内の保育所・幼稚園に出向いて歯科指導をおこないます。また、幼稚園・小学校において、はみがき教室を実施します。	保健センターにて実施。
マタニティマークの普及・啓発	保健センター	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためにマタニティマークの普及・啓発を進めます。	保健センターにて実施。 妊娠届時に服や持ち物に付けるマーク入りのキーホルダーやステッカーを配布しています。その他ホームページや広報に掲載して普及に取り組んでいます。
妊産婦・新生児訪問	保健センター	助産師、保健師が家庭に訪問し、育児に関する相談等を通じて母親の不安を和らげるとともに、子どもの健康確保を図るため、妊産婦・新生児訪問の充実に努めます。	乳幼児全戸訪問事業実施。

年齢別コース広場	子育て支援センター	同年齢の子どもとその親が集い、遊びながら子育て情報や育て方のノウハウを交換しあう場。	子育て支援センターで実施。
----------	-----------	--	---------------

重点課題3 健康管理の充実

(2) 食育の推進

施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
離乳食教室	保健センター	正しい食習慣、生活習慣について気づく場として内容を充実させていきます。	保健センターにて実施。
親子クッキング	保健センター	料理を通して色々な体験ができる場として充実を図るとともに、子どもが自ら調理することで好き嫌いをなくす機会となることを目指します。	保健センターにて実施。
すくすくサロン	保健センター	食に関する正しい知識の普及をはじめ、家庭内での事故予防についての情報提供の充実に努めます。	保健センターにて実施。
食育の推進	保健センター 教育委員会 総務課	おやつへの過剰摂取や選び方などについて児童・保護者に伝えます。小学校の学校給食において、保護者への食生活に関する正しい情報を伝えます。	保健センター、小学校・中学校において保護者への正しい食生活の情報を伝えるために継続実施。
家族への啓発	保健センター	保護者に知識を提供するだけでなく、祖父母など他の家族に対しても啓発を行い、子どもの食について考えてもらう機会を提供していきます。	栄養士・保健師等による地域への巡回を実施。幼稚園・小学校と連携し行事の際に保護者や祖父母等への普及啓発に努めて行きたい。

重点課題3 健康管理の充実

(3) 健康な体づくりの推進

施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
親子リズムサークル	子育て支援センター	0～3歳の子どもの身体の発達を促すとともに、親と子のふれあいを楽しむことを目的としています。親同士が自主的なサークルの中で交流が持てることを重点目標として活動を支援します。	活動（川西文化会館で開催）を支援。毎週火曜日実施。
地域スポーツの充実	社会教育課	町では空手道教室・なぎなた教室を開催し、子どもの居場所づくりの主体者となって地域へ活動の場を広げるとともに、これら各講座の系統性や特性を把握し、家庭や地域の教育力の向上を目指します。	各教室を実施（総合型スポーツクラブ 26 教室 総合型スポーツクラブ 8 クラブ 体育協会 8 クラブ スポーツ少年団 3 団体）。
スポーツ少年団活動の充実	社会教育課	町のスポーツ少年団における少年野球や少年サッカーなどの活動を充実させるとともに、指導者の育成に努めます。	様々な競技・活動への支援を実施。野球・サッカー・複合型の 3 つの単位団体に活動している。

重点課題3 健康管理の充実

(4) 事故防止・医療体制などの充実

施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
病気の予防	保健センター	母子保健事業などにおいて、子どもの病気を予防し、悪化を防ぎ、子どもが健康的な生活を送るための知識を保護者や家族に啓発します。	保健センターや子育て支援センターで教室での講話を実施し子どもが健康的な生活を送るための知識を保護者に啓発しています。

保育所などにおける安全管理	健康福祉課	子どもの事故を予防するために、保育所などの施設における安全管理について指導します。学童保育所の設備維持・補修については、業務委託先と協議しながら、必要に応じて対応します。	必要に応じて実施。 遊具や施設の老朽化に伴い、定期的に安全確認をする。
予防接種の実施	保健センター	将来的な病気の予防として、予防接種法に基づいて予防接種を実施しています。今後は接種の時期や必要性についての情報提供や啓発を充実させていきます。	保健センターにて実施。
休日応急診療	保健センター	磯城郡医師会が当番制で実施している磯城休日応急診療所の充実と休日医療などに関する情報提供に努めます。	磯城休日救急診療所にて実施。
小児救急医療体制の確立について	保健センター	県による整備方針に基づいた、広域レベルでの医療体制の整備を主としながら、医療機関への委託なども含めて検討していきます。	橿原市休日夜間応急診療所にて実施。
小児救急医療電話相談の紹介	保健センター	土・日、祝日の夜間の急病等に対応する県の小児救急医療電話相談について、紹介します。	案内等を実施。

重点課題4 舞台を演出する環境の整備			
(1) 安全な交通環境の整備			
施策	担当部署	取組内容	平成26年度の実施状況 課題・方針
通学路の整備の推進	産業建設課	子どもが安全に通園・通学できるように、通学路におけるガードレールやカーブミラーといった交通安全施設の整備を進めるとともに、曲がり角など危険箇所・溝などの点検整備を進めます。	関係部署と共に通学路危険箇所の点検調査を実施。
歩道のバリアフリー化などの推進	産業建設課	子どもや子育て中の保護者をはじめ、すべての人に配慮した歩道のバリアフリー化及び歩道の新設時にフラット化・カラー舗装、透水性などを考慮した歩道の整備を推進します。	必要に応じて整備。
違法駐車を取り締まり強化	総務課	違法駐車が多い箇所については、警察や自治会との連携により、取り締まりの強化を図ります。	交通安全協議会、自治会等の協力を得ながら、啓発に努める。 違法駐車に関する苦情等は入っていないが、警察や自治会と連携し強化を図ります。
バリアフリーマップ作成の検討	総務課	町の管理する各施設におけるバリアフリーマップの作成については、必要性を検討しつつ、対応を図ります。	マップ作成に先立ち、町有施設のバリアフリー化に取り組んでいます。本年度において役場トイレへの手すり設置を実施します。
チャイルドシート使用などの啓発	総務課	警察との連携により、チャイルドシート及びシートベルト着用の啓発を推進します。	警察、関係団体に協力しながら実施。 広報への掲載や交通安全週間等における街頭啓発に取り組みます。
幼児2人同乗用自転車購入費の助成	健康福祉課	保護者及び児童の安全の確保を促進するため、幼児2人同乗用自転車の購入費の一部を助成することで幼児2人同乗用自転車の普及を図ります(平成23年度までの時限措置)。	平成23年度までの時限措置として実施。 平成23年度にて助成制度終了。
交通安全の意識啓発	総務課	春・秋の交通安全週間を利用し、警察などの関係団体と連携しながら交通安全などの意識の高揚に努めます。	警察、関係団体と連携しながら実施。
各種交通安全教室の充実	総務課	各種交通安全教室や交通安全のイベントの内容の充実を図り、より体験的で実感できる啓発方法を検討します。	高齢者・幼保児・小中学生を中心に啓発を実施。

重点課題4 舞台を演出する環境の整備			
(2) 安心なまちづくりの推進			
施策	担当部署	取組内容	平成26年度の実施状況 課題・方針
防犯灯の整備	総務課	自治会と連携しながら、住民要望のある箇所、町として必要性が認められる箇所について設置を検討していきます。また、公共施設においては防犯灯の設置を促進します。	自治会からの要望により、調整して整備を実施。 住宅開発に伴うものについては開発施工者に協力を求めるとともに、既存の防犯灯の維持補修を実施しています。
防災行政無線の設置啓発及び活用の推進	総務課	防災行政無線を用いた各家庭への防災情報等の提供を実施しています。防犯も含めた幅広い活用に向けて、各家庭への子機の設置を促すとともに、警察・学校などとの連携を強化し、情報提供や注意喚起等の情報の充実を図ります。	無線子機の必要性の啓発、及び情報発信を実施。
「子ども110番の家」ボランティア活動への支援	社会教育課	地域で子どもを守る社会の形成に向けて、「子ども110番の家」の設置場所の充実に努めるとともに、住民への周知と浸透に向けた広報・啓発を充実させます。	継続して実施。
見守り隊などへの支援	社会教育課	地域で子どもを守る見守り隊への支援など、ボランティア組織の醸成を図ります。	継続して実施。20自治会の内、15自治会が加入。未加入自治会への呼びかけを行い、すべての自治会で運営できるように努めたい。
巡回啓発の実施	社会教育課	青色パトロール実施。 長期休み期間は夜間巡視を実施。	継続実施。教育委員会事務局で青色防犯パトロールを実施している。平成23年度より、長期休み期間に教育委員会事務局と少年補導員、指導員で夜間巡視を実施している。
防犯ブザーの配布	教育委員会 総務課	子どもに防犯ブザー等を配布し、子どもの犯罪被害防止を図ります。	社会福祉協議会より配布。 毎年小学1年生に対し、防犯ブザーを配布し、犯罪被害防止を図るため必要である。
安心・安全情報の配信	教育委員会 総務課 総務課	安心安全情報、幼稚園、小・中学校情報を保護者等へ配信し、地域の安心・安全情報の提供に取組んでおり、今後も登録者を増やすなど拡充に努めます。	整備済み。気象警報や不審者の情報などが配信されているが、即時性と情報の確実性との調整から有効に作用しているかどうか疑問にあるところである。 幼稚園、小・中学校情報の保護者への発信を実施。
防災計画の見直し	総務課	乳幼児や高齢者、障害のある人などの避難への支援のため必要に応じて防災計画を見直し、災害時に備えます。	災害対策法の改正に伴う修正を、平成26年度から実施。

重点課題4 舞台を演出する環境の整備			
(3) 良質な生活環境の確保			
施策	担当部署	取組内容	平成26年度の実施状況 課題・方針
多子世帯などへの優先入居について	産業建設課	町が管理する公営住宅への入居については、川西町営住宅条例に基づき、世帯等の実情に合わせて対応します。	条例に基づき、世帯等の実情に応じて対応。 川西町営住宅条例に基づき入居決定しており、現在多子世帯に対する優先入居については、実施していない。今後は利用者のニーズを踏まえて検討する必要がある。
シックハウス対策の充実	産業建設課	公営住宅の改修時におけるシックハウス対策の充実に努めます。	必要に応じて整備。

個性ある公園づくりの推進	まちづくり推進課	町内各地にある公園や広場を、安心して利用できるとともに、地域のコミュニティの中心となり地域の景観を高める、魅力あるものとして再生していきます。また、遊具等公園施設については定期的に安全点検をおこない、修繕が必要な遊具等については修繕をおこなうなど、安全性の確保に努めます。	公園遊具の安全確保に努める。 公園遊具等の老朽化が進んでおり、今後は、地元のニーズを反映した公園にしていきたい。
地域美化、緑化プロジェクト	まちづくり推進課 住民生活課	空き缶の回収など資源のリサイクルの気運の高まりを大切にしながら環境美化を進めるとともに、屋外違法広告物対策等の地域美化、緑化の活動を推進します。	屋外違法広告対策等を実施。 美しい住環境を住民自身が実践している事を支援し、地域における関心を高めていきたい。 分別収集によるリサイクルを実施。
農地活用プロジェクト	産業建設課	田園の潤いある環境農地が有する防災機能、情緒を育む機能などを活用するために、ふれあい農園など積極的な農地の活用を図り、子ども達の体験などを通じてふるさとの感じられる場の創造を目指します。	教育機関等と連携して農業体験等実施。 農地を次世代育成に活用する支援策が見あたらないため、支援策を模索する必要がある。

重点課題5 舞台を支える施策の充実			
(1) 子育てに対する経済的支援			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
児童手当（子ども手当）の支給	住民生活課	中学生までを対象とした児童を持つ家庭に児童手当を支給します	制度どおりに実施。
保育所保育料の負担軽減	健康福祉課	保育所保育料について、国が定めた基準額（徴収金）の一部を町が負担することにより、保護者の保育所利用にかかる負担を軽減します。	国基準額の一部を町が負担することで利用者負担の軽減を実施。
子ども医療費助成	保険年金課	川西町に住所を有する、乳幼児（0歳以上～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の通院と入院にかかる医療費の一部を助成するとともに、小児（小学生・中学生）の入院に係る医療費の一部を助成することで、子ども（乳幼児及び小児）の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者を除く ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要）	平成 26 年度より施策名称変更。 名称変更に伴い、条例・規則の文言・条文を整理のため改正。 制度のとおり実施。

重点課題5 舞台を支える施策の充実			
(2) ひとり親家庭等への支援			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
児童扶養手当の支給	住民生活課	母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、「児童扶養手当法」に基づく手当の支給をおこないます（平成22年度から父子家庭に対しても手当支給）。	制度どおりに実施。 平成 22 年度より父子家庭も支給対象。

ひとり親家庭等医療費助成	保険年金課	川西町に住所を有するとみなされる、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める①配偶者のない男子又は女子で児童（0歳以上～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養している者や、②その者に扶養されている児童、若しくは③父母のいない児童や、④その父母のいない児童を養育している配偶者のない男子又は女子若しくは婚姻をしたことのない男子又は女子、の通院と入院にかかる医療費の一部を助成することで、ひとり親家庭の親子等の健康の保持増進を図るとともに、生活の安定と福祉の向上に寄与する。 ※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療が行われる者と医療保険未加入者は除く ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要） ※認定事由発生日ではなく申請日からの資格取得となる。	法改正により「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法名称変更。 名称変更に伴い、条例・規則の文言・条文の整理のため改正。 制度のとおりを実施。
就労相談支援	健康福祉課	ハローワークや中央こども家庭相談センター、母子家庭等就業・自立支援センター（奈良県母子・スマイルセンター）等の関係機関と連携し、就労に関する相談支援や情報の提供に努めます。	関係機関への相談支援の実施。 県事業の情報提供等。

重点課題5 舞台を支える施策の充実			
(3) 障害のある子どものいる家庭への支援			
施策	担当部署	取組内容	平成26年度の実施状況 課題・方針
障害児童福祉手当の支給	健康福祉課	施設入所や公的年金等を受給していない20歳未満の方で、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の障害のある子どもに障害児福祉手当を支給します。	制度どおりを実施。 （実施機関は県だが、二次的な窓口として）障害手帳取得時に冊子「障害福祉のあんない」を見ながら制度説明を行い勧奨している。
特別児童扶養手当の支給	住民生活課	精神または身体に重度の障害がある20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または児童と同居し監護する養育者に特別児童扶養手当を支給します。	対象者の自己申請制のため、申請もれがないとはいえない。他課との連携を密に、制度案内や周知等にも努めて申請漏れを防ぎたい。
心身障害者医療費助成	保険年金課	川西町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない1歳以上～75歳未満の方で、身体障害者手帳の1級・2級、又は、奈良県の療育手帳A1・A2の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図る。 ※「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の適用を受けて医療が行われる者と医療保険未加入者は除く ※認定申請要（1年度ごとに更新申請要）	他制度の条例・規則の改正に伴い、条例・規則を見直し、文言・条文の整理のため改正。 制度のとおりを実施。

精神障害者医療費助成事業（一般）	保険年金課	川西町に住所を有するとみなされる、後期高齢者医療制度に加入していない 75 歳未満の方で、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている人に対し、医療費の一部を助成することで、その方の健康の保持及び福祉の増進を図る。 ※生活保護受給者及び医療保険未加入者は除く ※認定申請要（1 年度ごとに更新申請要、また、精神障害者保健福祉手帳の有効期限ごとに更新申請要）	平成 26 年 10 月 1 日より新制度として実施。 制度のとおり実施。
福祉医療費資金貸付	保険年金課	福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者のうち、奈良県内の保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない医療費の一部負担金の支払いが困難なものに対し、一部負担金等の支払いに充てる資金を貸し付けることにより、その生活の安定と自立を促す。 ※認定申請要。認定後、実際に貸付を受けた場合は、貸付申請要。 ※認定申請判断に所得制限あり。 ※貸付申請は診療月の翌月 7 日まで。貸付日は診療月の翌月 20 日まで。 ※貸付審査時に、医療費の一部負担金が 1 万円以上であり、貸付限度額は 30 万円との制限あり。	平成 17 年 10 月から実施中。 制度のとおり実施。

重点課題 5 舞台を支える施策の充実			
(4) 子育てと仕事の両立に向けた支援			
施策	担当部署	取組内容	平成 26 年度の実施状況 課題・方針
育児への父親の参加促進	保健センター	父親の家事や育児への参加を促進するため、広報等を通じて啓発を行います。また、ママパパ教室等の事業についても父親が参加しやすいよう、事業の周知について検討し、参加率の向上に努めます。	ママパパ教室等の実施。
育児休業等に関する情報提供及び取得促進に向けた取組の推進	健康福祉課	広報や様々な機会を利用し、育児休業や介護休業に関する情報の提供に努めます。また、育児休業等取得しやすい環境づくりに向けた働きかけをおこないます。	窓口等に資料設置。

（３） 施策の変更等

未実施施策や施策の変更等について、ここで簡単にまとめておくことにします。

①地域が舞台の子育て環境の充実

「一時保育・特定保育事業」「休日保育事業、夜間保育事業など」は平成 26 年度まで未実施です。「病後児保育事業」は田原本町と協定を交わして実施しています。「リーダーバンクの設置」では平成 26 年度までジュニアリーダーの登録はなく、利用実績もありません。

「放課後児童健全育成事業」では学童保育所の定員を平成 25 年度までの 50 人を、26 年度から 70 人に増員しました。

②次代を担う人づくり

特に変更等はありません。

③健康管理の充実

平成 26 年度にて「親子リズムサークル」が終了し、平成 27 年度から「わくわくリズム」が開始となります。

④舞台を演出する環境の整備

特に変更等はありません。

⑤舞台を支える施策の充実

「乳幼児等医療費助成」は平成 26 年度から「子ども医療費助成」に施策名変更となりました。

「児童扶養手当の支給」では、平成 22 年度から父子家庭も支給対象になりました。

3. 課題の抽出

川西町における子ども・子育て支援に関する今後の検討課題について以下に整理します。

川西町の現状より

【子ども・子育てをめぐる現状】

- 人口推移、人口推計ともに緩やかに少子・高齢化が進行しつつあり、平成31年には総人口が8,514人、15歳未満は977人に減少。
- 出生率は全国、県を下回り、自然動態も死亡が出生を上回るが、平成23年に減少した合計特殊出生率は24年に上昇に転じる。
- 男女別就業者は町、県ともにほぼ6対4で、男女間の差が縮小。女性の就労意識の高まりが伺われる。

【教育・保育サービスの現状】

- 町内の認可保育所、幼稚園、小学校は成和保育園、川西幼稚園、川西小学校の各1箇所。幼稚園、小学校は町の中心に位置するが、成和保育園は地理的に町の西端に位置するため、利用しにくい。
- 全体の児童数が減少している中で、家庭等で過ごす就学前児童の割合が減少し、保育所、幼稚園に通う児童の割合が増加傾向にある。
- 地域における保育ニーズは、現行の認可保育所の実績値を大きく上回る。
- 学童保育対象児童数は横ばいだが、登録者数は増加傾向にある。
- 平成26年9月から、川西幼稚園にて預かり事業開始(有償)。

【子育て支援事業等の現状】

- 地域子育て支援拠点事業の利用実績は平成24年度に4,942人回、25年度に4,926人回(町外利用を含む)。
- 子育て支援センターにて一時預かり事業実施(有償)。
- 保健センターにて食育支援事業実施。

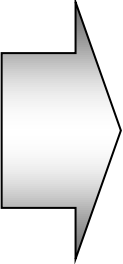
アンケート調査結果より

【就学前児童】

- 定期的な教育・保育の事業を利用している回答者では「幼稚園」と「認可保育所」が約50%でほぼ二分。今後の利用希望については、幼稚園(約55%)、認可保育所(約50%)のほか、幼稚園の預かりが約30%、認定こども園が約20%と一定のニーズがある。
- 現在幼稚園を利用している回答者の長期休暇期間中の利用希望は、休みの期間中、週に数日利用したいが約50%。
- 地域子育て支援拠点事業 今後の利用希望は約50%。
- 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できず、父親または母親が仕事を休んだ場合、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいは約50%。
- 町の子育て支援への期待について、子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい、安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい、保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしいがそれぞれ40%以上を占める。

【小学生】

- 3年生以下の学童保育(放課後児童クラブ)利用は約20%。利用していない回答者のうち、今後の学童保育利用希望は約10.4%。
- 4年生以降の放課後の過ごし方(3年生以下の希望)について、放課後子ども教室を利用したいが約25%、学童保育を利用したいが約20%。
- 町の子育て支援への期待について、安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしいが50%以上を占める。



今後の課題

① 地域の子育て支援の充実

- (1) 子育て支援サービスなどの充実
- (2) 地域における子どもの居場所づくり
- (3) 住民主導の地域活動の促進
- (4) 地域をつなぐネットワークの形成

② 教育環境の充実

- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) たくましい心身の育成
- (4) 家庭・地域における教育力の向上

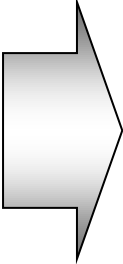
③ 健康管理の充実

- (1) 子どもと親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 健康な体づくりの推進
- (4) 事故防止・医療体制などの充実

④ 子育て環境の整備

- (1) 安全な交通環境の整備
- (2) 安心なまちづくりの推進
- (3) 良質な生活環境の確保

⑤ 子育てを支える施策の充実

- (1) 子育てに対する経済的支援
 - (2) ひとり親家庭等への支援
 - (3) 障害のある子どものいる家庭への支援
 - (4) 要支援児童への対応の充実
 - (5) 子育てと仕事の両立に向けた支援
- 

4. 教育・保育提供区域の設定について

(1) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件に加え、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村で定める区域で、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項により市町村子ども・子育て支援事業計画の中で定める事項の 1 つとなっています。

(2) 本町が定める教育・保育提供区域の設定

本町は、面積が 5.93 平方キロメートルと県内市町村の中でも 3 番目に小さく、コンパクトな行政区域であることから、町全体を 1 つの区域と捉え、今後の効率的なサービス供給体制を整えることとします。

5. 子育てのための視点と基本理念

(1) 四つの活力プラン（川西町長施策）

○人・企業にとって魅力あるまちづくり

川西町は奈良盆地のほぼ中央に位置し通勤通学にも便利なまちです。更に現在進行中の高速道路網も整備されれば交通アクセスは飛躍的に向上することでしょう。以上の利点を生かして、人・企業を積極的に呼び込むことに取組みます。

○子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり

まちづくりの原点は「人づくり」だと思います。まちづくりを子どもや子育ての観点から見直し、子どもたちが健やかに育つ仕組みを整えます。

○安心して暮らせるまちづくり

防犯防災体制の強化、高齢者や障害者が安心して暮らせる地域福祉の仕組み作りに取り組めます。

○住民参加で開かれたまちづくり

多くの方々の声が届き、それを形にできる行政に取り組めます。

(2) 学校教育の指導方針（奈良県学校教育の指導指針：指導の柱）

○確かな学力の育成

確かな学力は、基礎的な知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等までを含めたものであり、指導と評価の一体化を図りながらはぐくむことが大切である。

○豊かな人間性の育成

豊かな人間性は、他の人を思いやる心や社会貢献の精神、生命や人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、自律心や責任感などであり、

共生社会を展望し、社会奉仕体験活動や自然体験活動等、体験的な学習活動の充実に努め、学校生活のあらゆる場面ではぐくむことが大切である。

○たくましい心身の育成

たくましい心身は、生涯にわたって自らの運動や健康の課題に適切に対応し、活力ある生活を営むことのできる心と体のことであり、学校生活の中で運動・スポーツや健康・安全についての実践を通してはぐくむことが大切である。

(3) 子育てのための視点（川西町次世代育成支援行動計画：基本的な視点）

○子どもが主役の地域

子どもたちの心身ともに健やかな成長を尊重し、子どもがいきいきと伸びる地域づくりに努める。

○子育てを楽しめる地域

子育てに関する不安や負担を軽減し、家族を持つこと、子どもを生み育てることに夢と希望を持ち、地域で子育てを楽しむことができる施策の充実に努める。

○子育ての場は地域

地域全体が子育て家庭に目を向け「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもと、あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら子育て支援に関われる環境づくりに努める。

(4) 基本理念

○子どもたちの笑顔であふれるまち

川西町では、これまで、だれもが安心して子どもを生み、喜びや楽しみを持ちながら子育てができる、またすべての子どもが心豊かに育っていけるよう、環境や条件づくりに積極的に取り組んでいけるまちを推進してきました。

本計画においては、「子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進することとします。

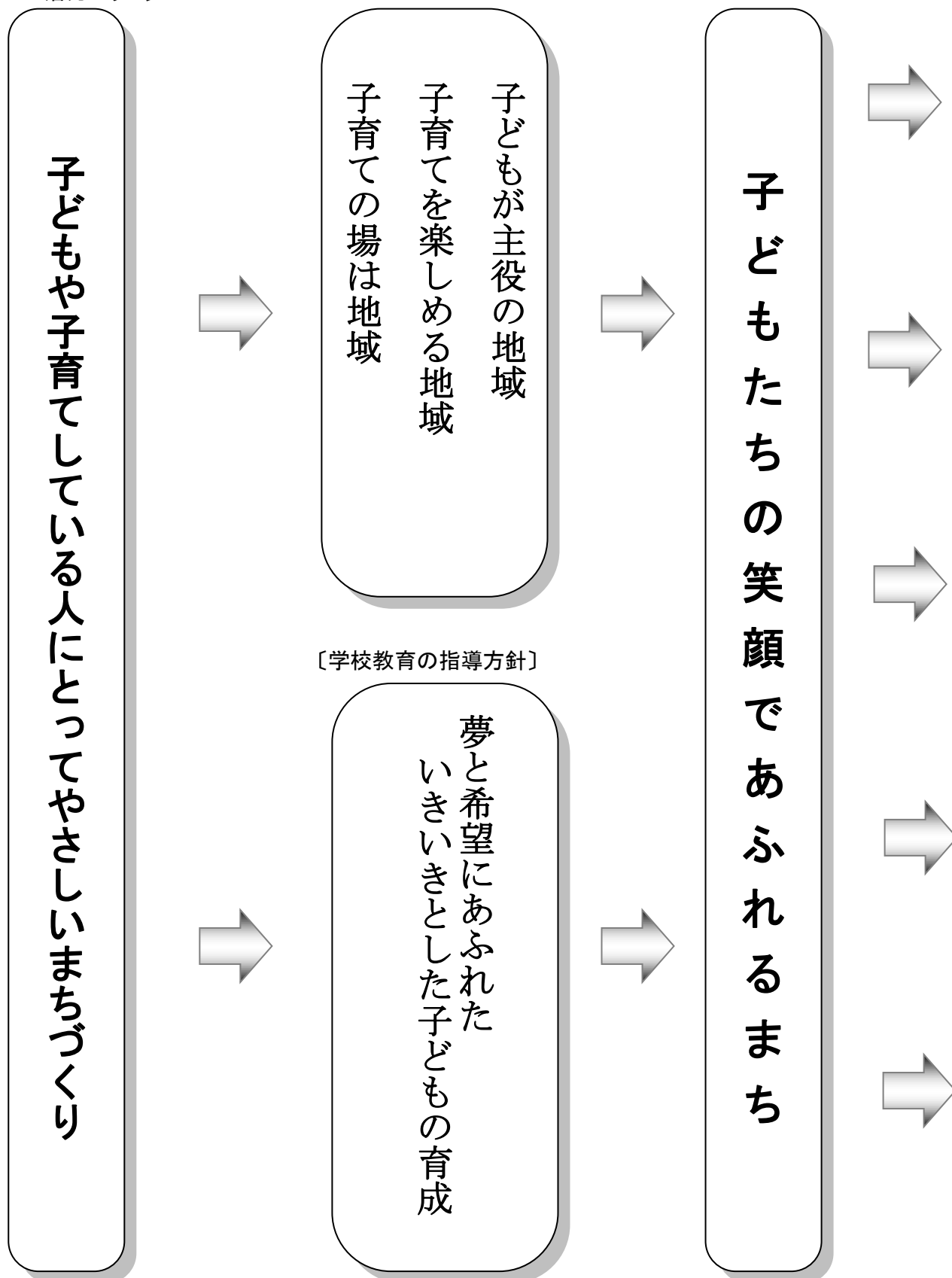
6. 施策の体系

「川西町子ども・子育て支援事業計画」は、次の5つの基本目標に基づいて計画的、総合的に各種施策の展開を進めるものとします。

〔四つの活力プラン〕

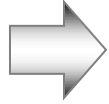
〔川西町がめざす子育てのための視点〕

〔本計画の基本理念〕



〔基本目標〕

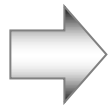
1. 地域の子育て
支援の充実



〔施策の方針〕

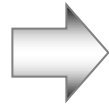
- (1) 子育て支援サービスなどの充実
- (2) 地域における子どもの居場所づくり
- (3) 住民主導の地域活動の促進
- (4) 地域をつなぐネットワークの形成

2. 教育環境の充実



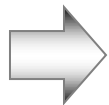
- (1) 確かな学力の育成
- (2) 豊かな人間性の育成
- (3) たくましい心身の育成
- (4) 家庭・地域における教育力の向上

3. 健康管理の充実



- (1) 子どもと親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 健康な体づくりの推進
- (4) 事故防止・医療体制などの充実

4. 子育て環境の整備



- (1) 安全な交通環境の整備
- (2) 安心なまちづくりの推進
- (3) 良質な生活環境の確保

5. 子育てを支える
施策の充実



- (1) 子育てに対する経済的支援
- (2) ひとり親家庭等への支援
- (3) 障害のある子どものいる家庭への支援
- (4) 要支援児童への対応の充実
- (5) 子育てと仕事の両立に向けた支援



※これらは平成 27 年 4 月の本格施行を予定している「子ども・子育て支援新制度」を広く国民に知っていただくため、内閣府が作成したシンボルマークです。